

第五十八号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月十四日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月江戸川区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二号中「同じ。」の下に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）（以下「配偶者等」という。）」を加え、同条第三号イ及び口中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第二条の四第一号及び第二号、第三条第五号、第四条、第八条第七号並びに第十八条第一項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするため、非常勤職員の育児休業等に関する規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。